

伊予市 じんけん教育

一人ひとりの人権が尊重される
明るい伊予市をめざして



■編集・発行
伊予市教育委員会
愛媛県人権教育協議会伊予市支部
〒799-3113 伊予市米湊 820 番地
TEL 089-982-5155 FAX 089-982-5156



【ちょうちょになったよ！】

すぐ近くに海や山、川がある自然豊かな下灘保育所には、現在17名の園児が通っています。家族は子育てに協力的で、父親や祖父母も送迎によく来られます。昨年度から続くコロナ禍の中、感染症対策をしたり、行事を工夫したりしながら、子どもたちが安心・安全に楽しめる保育に日々取り組んでいます。

5月のある日、園庭で見つけて

心豊かな体験を大切に

下灘保育所

飼育していたツマグロヒョウモンの幼虫がさなぎから羽化し、チョウになりました。観察ケースをのぞいては、「いつちようちよになるのかな？」と楽しみにしていた子どもたちは、あつという間にみんな観察ケースを囲んで大拍手。「今日が誕生日だね。」「あつ、今日は○○ちゃんも誕生日よね。」と言う子がいたかと思うと、ハッピーバースデーの歌を歌い始めま



【ももちゃんががんばれ！】

した。「名前もつけてあげた方がいいんじゃない?」「ももちゃんは何?」との提案にみんな賛成し、「ももちゃんががんばれ!」とみんな飛び立つのを応援しました。ところが、なかなか飛び立つことができません。時間をかけてやっと飛び立つことができたとき、子どもたちは「お家に帰れるね。」と大喜びでした。

本園では以前から、園庭の花壇



【野菜の栽培】

を利用して、野菜作りをしています。春にはいちご、たまねぎ、じゃがいもの収穫をしました。いちごは、一度に取れる数が少ないので、「どうしようか？」と子どもたちに尋ねると、「小さい子から。」と返事が返ってきました。そして「今日は、〇〇ちゃんの番だね。」と、自分の番が来るのを楽しみに、いちごが赤く熟れるのを待ちました。日頃から異年齢児との関わりも多いので、自分が小さいときにしてもらった経験から、自然と小さい子とも上手に関わることができるとなっているようです。



【たまねぎの収穫】



【野菜の収穫】

じゃがいもは、昨年度植え付けをした小学校1年生を招待して一緒に掘りました。例年ならば、その場で掘りたてを調理して、一緒に味わっていたのですが、残念ながら今年はコロナ禍でできませんでした。でも、園児たちは、その日の給食のカレーライスに入れてもらったり、フライドポテトにしてもらったりして、調理員さんに「ありがとう。」と感謝の気持ちをもつて、掘りたての味を満喫することができました。

園児は夏の収穫を楽しみに、ミ



【海へお散歩①】

ニトマト、キュウリ、オクラ、ピーマン、枝豆の世話を続けています。「あつ、赤ちゃんキュウリができるよ。」「花の下からできるんだね。」毎日が、いろんな発見、感動です。身近な体験から、心を動かされ、自分の思いを伝えたり、友達の違いに気付いたり、共感したりする中で、自己肯定感や仲間意識が育まれていきます。そして生き物や植物との関わりを通して命の大切さにも気付くことができます。



【海へお散歩②】

お散歩に出ると、地域の四季折々の自然に触れることができます。夏には海、秋には下灘駅、神社、冬にはスイセン畑、春先には菜の花畑と地域のおすすめスポットに出かけます。地域の方たちからは、「かわいいね。」「がんばって歩きよるね。」などと、温かい言葉をかけてもらいます。

これからも、ふるさとの温かさや一人ひとりが大切にされている事を忘れずに、心豊かに生きる力を培ってほしいと思います。

ひろひろの えがお かがやく 学校に 中山小学校

本校では教育目標である「ふる

さとを愛し 未来をひろく 中山つ子の育成」に向けて、「心のつながりを深め、共に伸びる仲間をつくる」とする児童の育成」を人権・同和教育の目標として掲げ、日々の学習活動に取り組みんでいます。その中で、児童一人ひとりが

様々な人権課題に気付き、考え、行動することができ、人権感覚を磨いたり、互いを理解し、自他を大切にすることができ、仲間づくりに取り組んでいます。

【授業における取組】

新学習指導要領が昨年度より全面实施され、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて授業改善を行っています。1学期は、4年生道徳科の授業



【4年道徳科の授業】

研究を行いました。

児童は「いじりといじめ」という教材を基に、「いじり」は「いじめ」になること、分け隔てなく接すること、相手の気持ちを考えることの大切さに改めて気付きました。

【中山つ子ことばのルール】

中山小学校には「中山つ子ことばのルール」があります。これは互いを大切にするために、「自分たちの言葉を見直そう」と代表委員会で決め、さらに言葉のルールについても話し合いました。全ての内容が大切ですが、この中でも今年度は次の四つに力を入れようと、全校で確認し合いました。

【全校縦割り班活動】

本校では、少人数であることを生かし、異年齢集団での縦割り班活動を様々な場面で取り入れています。

年度初めには縦割り班結成式を行い、異年齢集団で毎日の清掃活動を行っています。また、週に一度班ごとに集まり、高学年をリーダーとしてみんなが楽しめる遊びも行っています。秋には、PTAの協力を得ながら、秦皇山などを

中山つ子ことばのルール

- ことばづかいをきちんとします。
- あいさつをし合います。
- 「ありがとう」を言います。
- 人がいやがることばをつかいません。

目的地とした「がんばり遠足」に挑戦しています。これらの取組は、上学年の児童がリーダー性を培ったり、互いのよさに気付いたり、優しく接したりするなど、よりよい仲間づくりの場となっています。



【縦割り班結成式の様子】

【スマイルの木】

互いを認め合うことは、自己有用感を味わい、児童一人ひとりの



【スマイルの木】

所属感が高まります。そこで、児童一人ひとりが大切にされているということが実感できるよう「スマイルの木」を設置し、友達のよいところや友達への感謝の気持ちをカードに書いて掲示しています。児童は、恥ずかしそうに、でも、うれしそうに、にこにこしながらカードを読んでいます。

【近隣校との交流】

◆小・中合同運動会

昨年度から、運動会を小・中合同で行っています。互いの競技や演技を見たり、応援したりしながら、児童は近い将来の目標を中学生の姿から具体的にイメージする

ことができます。また、年齢を越え、互いのひたむきで一生懸命な姿が、より一層感動を与えてくれました。コロナ禍で昨年度は合同演技が行えませんでした。今後は行えるよう工夫していきたいです。



【中山小・中合同運動会の様子】

◆佐礼谷小との合同学習

本校では、例年、佐礼谷小学校と連携して、年2回、合同学習を行っています。互いに限られた人間関係の中での活動となっている

ので、多様性を認め合うよい機会となっています。

◆わくわく会

中山認定こども園と連携を取り合いながら、児童と園児が交流を図っています。教師同士が子どもの情報交換も行っており、児童理解や、スムーズな小学校への進学に役立っています。

多様性と調和をテーマに東京オリンピック・パラリンピック2020が開催されました。人権・同和教育の視点からも学びが多かったのではないのでしょうか。今後は、ウィズコロナの時代の中で、人権感覚をしっかりと磨きながら、心の距離を遠ざけることなく、様々な困難を乗り越えることのできる児童を育てていきたいと思えます。そのためにも、人権・同和教育をより一層推進し、差別を許さない仲間づくりに努めていきたいと思えます。



愛媛県人権教育協議会 伊予市支部総会

令和3年度愛媛県人権教育協議会伊予市支部総会は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために、書面開催となりました。評決の結果、前年度の活動や決算等の報告、今年度の活動方針、予算が承認されました。

活動方針（要約・抜粋）

人権と共生の社会を実現するため、改正された「伊予市人権を尊重する社会づくり条例」に基づき、市民一人ひとりの人権意識の高揚や人権が尊重される地域社会を目指し、教育や啓発を推進します。私たちの周りには、部落差別をはじめ、女性・高齢者・障がいのある人の人権問題、子どものいじめや虐待の問題等、身近な生活にある人権問題が依然として現存し、さらにインターネットや新型コロナウイルス感染症拡大による人権侵害など、新たな人権課題も生じています。学校・家庭・地域との

連携と関係諸機関等との協力のもとに、同和問題をはじめとする様々な人権問題について、正しく理解・判断し、行動できる人づくりのための人権教育・啓発を推進します。

就学前部会

人権・同和教育研修会を開催し、同和問題をはじめとする様々な人権問題を解決するための研修を行い、幼児期における子どもたちの自尊心や仲間意識を育てる保育について実践研究を行います。

人と関わることの楽しさや人の役に立つ喜びを味わい、他の人を大切にすることを育てるなど、人権尊重の意識の芽生えを培う教育内容の創造と実践に努めます。

学校部会

同和問題をはじめとする様々な人権問題の歴史的・社会的背景について、正しい理解と認識を深め

ることを通して、人間の尊厳につ

いての自覚を高め、差別解消に努める子どもを育てます。市内全小

中学校では、「いじめSTOP愛顔（えがお）の子ども会議」等の

活動を通じて、いじめのない学校・社会づくりを推進し、互いの個性を尊重する生活環境の整備に努

めます。また、子どもが人権問題への関心を高め、正しく理解し解

決しようとする実践力の育成を図ります。市内の高等学校では、生徒が明るい展望をもって、人権問

題の解決に向けて主体的に取り組む意欲と態度を身に付ける学習を

目指します。

社会教育部会

「人権・同和教育地区別学習会」を市内全域で開催します。課題となっている子育て世代の参加者増を図るため、各学校、幼稚園、保育所、認定こども園、PTA、愛護班等との連携に努めます。

「オピニオンリーダー養成講座」では、同和問題をはじめとする今

ます。

企業部会

同和問題をはじめとする様々な人権問題について研修を推進します。多文化共生社会を目指し、企業で働く伊予市在住外国人に、地域交流のきっかけとなるよう成人式への参加を働きかけます。

行政部会

業務遂行が差別意識の再生産につながらないよう、自らの差別心や差別の現実に対する認識を常に高めていく継続的な研修を積み重ねます。また、啓発作品の募集や機関紙（本紙）発行等、啓発活動を推進します。



第23期オピニオンリーダー養成講座 ～人権啓発活動推進者づくり～

人権啓発活動のリーダー育成を目指す本講座は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、会場をY.O.夢みらい館文化ホールに移して、126名の受講生を迎えました。

◆第1講 6月4日(金)

テーマ／今、子どもたちが学

ぶべきこと

講師／森岡郁雄

(伊予小学校教諭)

子どもたちは、国連が提唱しているSDGs（持続可能な開発目標）を達成するために多くのことを学んでいる。大切なのは「誰一人取り残さない」という考え方、これこそが人権教育。LGBTの学習をはじめ、人を型にはめて見るのではなく、その人そのものを見ていくことが大切。「知る」には二面性があり、興味本位でなく、自分との関係性を見出し、共に問題の解決に取り組もうとすること

が大事。

人権学習では、次の3点に留意して子どもたちに伝えている。

①科学的な認識→実態への正しい理解

②問題解決のためのスキル→問題に気付き・考え・実行する力

③未来への明るい展望→先人たちの行動に学び解決への明るい展望をもつ

子どもたちにとつての先人とは、差別をなくそうと行動した歴



【開講式・第1講】

史上の人物だけでなく、差別をなくそうと行動する身近な大人たちのこと。人は互いに尊敬されるべき存在。部落差別がなくならないのは、教えるからではなく、正しいことを知らないから。家庭・地域でも、子どもをサポートできる人権意識の向上をよろしく願いたい。

【受講者の感想】

今まで、見ないふりをして目を背けていたところがあつたと思います。今回の講座で学んだ「正しく知る」ことで、差別や偏見がなくなるのだと思いました。

今回、初めて知ることもありましたが、まだまだ知らないことがたくさんあると思います。自分と違うから、多数派ではないからと拒絶するのではなく、境目を決めず「相手のことを知りたい」という気持ちと「みんなそれぞれ違ってそれでいいんだ」と受け止める

れる人間になりたいと思いました。

◆第2講 6月10日(木)

テーマ／子どもの人権と家庭・

不登校への支援

講師／土居和博(子ども総合

センター長)

武田廣香(適応指導教室「こーディネーター」)

差別解消は、身近なところから始めることで解消につながっていくのではないかと。伊予市子ども総合センターは、支援を必要とする子どもや家庭に対応するため、平成28年に県下で2番目に設置された。

現在は「原因と理由なき不登校」が増えている。明日も行きたい学校とは、「勉強が分かる」、「友達がいる」、「自分の役割がある」のどれか一つでもあればいい。子どもたちは、友人関係、行事、授業



【第2講】

等心身に負担をかける小さな出来事の連続で、外に向けて立ち向かう心のエネルギーが枯渇し動けなくなる。不登校生には、段階に応じて対応の仕方を変えることが大事。

不登校の子どもが通う「はばた

き教室」では、一人ひとりをまるごと受け入れ、学習や体験活動を通して、自信や自主性を育てるようになっている。不登校を問題行動と判断せず、正しく理解し、見守ってほしい。

子どもは、自分が信頼されてい

ると実感すると積極的に活動し、次の目標に挑戦する。どんな時も「信じて、待つ」ことで、心を開く。学校に行きにくい子がいても温かい目で見守ってほしい。また、相談もしてほしい。

【受講者の感想】

「小さい頃から育てておきたい力」として、「コミュニケーション能力と対人関係能力」が

大切だということを最近感じることが多い。このことを心に刻んで子どもと接したいと思いました。今は、LINEなどで相手の都合を考えずに連絡を取れるので、コミュニケーション能力が育ちにくくなっているのかと思います。子どもとゆつくり話し、よく聞き、学んだことを生かして、対人関係能力を育んでいく機会にできればと思います。

◆第3講 6月16日(水)

テーマ／部落差別解消の歴史

講師／宮岡真司

(岡田小学校校長)

差別がなくならない原因の一つに無関心がある。同じものを見ても、見え方が違う、感じ方も違う、考え方も違う。だから、関心をもつことで、関わることで、相手のことを理解する必要がある。人権尊重とは、「そこに、あなたがいることを、わたしは認めていますよ。」を行為として行うこと。

新型コロナウイルス感染症によ

る偏見や差別を防ぐには、確かな情報を広め、差別的な言動に同調しないことが大事。

ハンセン病も新型コロナウイルス感染症も同じように差別が起きている。正しい知識と相手思いやる想像力で、冷静な対応をして傷つけ合わない社会にしていこう。



【第3講】

平成28年に「部落差別解消推進法」が施行。部落差別は解消しつつあるが現存する。部落差別の解消は、日本の国にとって重要課題であり、国民一人ひとりが理解を深めるため、教育や啓発が必要である。

部落差別は江戸時代に固定化され、強化された身分制度が明治時代に無くなったにもかかわらず、新たな身分秩序がつけられ、経済的な問題や誤った見方、偏見により今も続いている。差別は「差別する側」の問題。迷信や偏見に惑わされず、いわれのない差別であるという正しい知識・理解をもち、解消に向けて行動しよう。

【受講者の感想】

差別の解消に向けて、まずは正しく理解することが大切であり、それをしっかりと伝えていくことが重要であることを心に刻んで、生活をしていきたい。無関心でいることは差別に加担していることになるので、常に自分事として捉え、関心をもっておくために学び続けたい。

同和問題、部落差別解消の取組について改めて考えることができました。行動しないと解消されないということ、一歩でも前へ進めるように、自分にできることをしていきたいと思います。

◆第4講 6月23日(水)

テーマ／子どもたちの多様性を

可能性に——知る、分かる、

特別支援教育——

講師／相原勝

(双海中学校教頭)

特別支援教育は、障がいのある子どもの自立や社会参加に向け、その持てる力を高めるために適切な指導や必要な支援を行うもの。

通常の学級で、学習面や行動面で著しい困難を示す子どもは平均して6%いる。困難が見えにくいため誤解され、適切な対応ができていない。だからこそ、特性や対応について社会全体で学習していく必要がある。発達障がいとは決して「本人の努力不足」、「教師の指導力不足」、「家庭でのしつけや愛情不足」等の育て方が原因ではない。環境的な要因ではなく、中枢神経系の問題が考えられる。

「困った子ども」は「困っている子ども」であり、特別な教育的支援を必要としている。子どもの困難さに気づき、行動の好循環を生むために、本人が成功体験をし、自信をもって物事に取り組めるよ

うにすることが支援の原則。「得意なこと」「興味のあること」は何か、「できること・できかかっていること」は何かという情報を把握し、長所を伸ばしていくことが重要。

これからは、障がいの有無に関わらず、誰もがその能力を発揮し、共生社会の一員として共に認め合い、支え合い、誇りをもって生きられる社会を目指さなければならない。

大事なことは、「その人」に目を向け、「その人」に合った支援があれば、誰もが自分らしく生きていける。「障がい」とは、理解と支援を必要とする個性。個性だからこそ、尊重されるべきものです。

【受講者の感想】

一人ひとりの特性を把握して、一人ひとりの可能性を伸ばしていくことが社会にとって大切だとい



【第4講】

うことがよく分かりました。「理解不足による対応の誤りが多い」という点については、本人も支えている人たちも傷付けてしまっているので、大きい問題だと思いました。適切な対応・支援ができるように、発達障がいについて学んでいかなければならないと思います。

◆第5講 6月28日(月)

テーマ／男女ともに自分らしく
生きるために

講師／竹本道代（愛媛県男女
共同参画センター館長）

アンコンシヤスバイアスとは、誰もが潜在的に持っている思い込みのこと。育つ環境、所属する集団の中で無意識のうちに脳に刻み込まれ、既成観念、固定観念となっていく。自分で思い込むのは仕方がないが、「決めつけ、押し付け」はよくない。

日本の社会では、共働き世帯が専業主婦の世帯の2倍以上になっており、女性も社会に出て働いている。その一方で、男性の家事・育児時間は、他の先進国と比較して半分以下、しかも、共働き世帯とそうでない世帯の差は5分しかない。働く女性は増えているが、非正規雇用が多く、仕事内容、賃金等で格差が大きい。

男女共同参画社会とは、女性のためだけでなく、男性も女性も性別に関わりなく、個人として尊重され、責任を分かち合い、その個性と能力を発揮できる社会であ



る。そのような社会であれば家庭生活も充実し、職場が活気であふれ、地域力も向上する。男女共同参画の基本は、多様性の尊重と、個人の意欲と能力の尊重である。そのためには、アンコンシヤスバイアスを正しく理解し、解消につなげることが大事。

性別役割分業意識は、アンケート

【第5講】

ト調査では改善されてきているが、現実には多く残っており、DV(ドメスティックバイオレンス)・性暴力・様々なハラスメントなどの問題につながっていくので注意が必要。

ハラスメントは無視したり、受け流したりしているだけでは直らない。当事者間の問題とせず、被害を受けていることを聞きししたら声を掛けて、相談しやすい状況をつくることが大切。

「自分らしく生きる」ために自分の気持ちや意見を大事にするとともに、他人の気持ちや価値観も大切にする。

「決め付け」や「押し付け」を無くして、一人ひとりが意欲や能力を発揮し、自分らしく生き生きと暮らせるまちにしていきたいと思います。

【受講者の感想】

私も夫婦共働きですが、やはり女性が早く帰り、子どもを迎えに行き、食事を作り、食べさせ、お風呂に入れ、寝かしつけるということが当たり前になっていると思います。子どもが体調を崩すと、女性である私が休みを取らなければなりません。私と主人の意識を変えても、私の職場、主人の職場などにも意識を変えてもらわないとなかなか難しいと感じています。



第68回四国地区人権教育研究大会

7月8・9日に松山市で開催が予定されていた第68回四国地区人権教育研究大会は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、愛媛県内の参加者のみで実施することになりました。7月8日、に

ぎたつ会館、県民文化会館、松山市民会館で厳しい感染防止対策の下、全体会が行わず4つの分科会のみが開催されました。

大会主題「すべての人の人権確立に向け、差別の現実から深く学ぶ実践をとおして、人権文化の構築をめざす教育をどのように創造していくか」を掲げ、県内各地から11本の報告があり、伊予市からは46名が参加して学びを深めました。



【分科会の様子】

【参加者の感想】

今年度は、昨年度同様のコロナ禍での開催であり、報告者の方々に大変ご苦労があったことと推察できました。参加した分科会では

2本の報告があり、幼稚園ととも園がそれぞれの地域にある施設との交流を通して、職員、園児、家庭までもが変容していく姿に感動しました。

共通して言えることは、「知らなかった」「無関心」が、差別を生み出す根源であり、誰かが傷ついている事に気付けない悲しい現状です。しかし、知ろうとしたり関わろうとしたりする事から、温かい交流が始まり、人との関係性が深まり、生きる強い力を育むことを改めて確認できました。

また、フロアからは注視すべき意見も聞かれました。それは「隣保館」の標記についてです。名称を大切に思っている方と、その名称を使うことで差別が顕在化するという方の意見の違いでした。隣保館の役割を強く心に刻んでいる私自身は、どちらでも名称こそ関係ないと漠然と感じていましたが、両方の意見が胸に突き刺さっ

てきました。この名称にこそたくさんの方々の「思い」が込められているんだと自分自身反省するとともに、改めて勉強したいと感じた瞬間でした。

報告者のお二人から、人間形成期である幼児期のたくさんの方との触れ合い、また、差別を生み出さない「つながり」を育てていく保育の充実がいかに大切であることを、改めて学ぶことができました。誰もが笑って関わり合える人間関係、みんな違っていて当たり前と自然に触れ合えることこそが、差別解消の原点です。このことに気付けないのは、いつも私たち大人なのかもしれません。

隣保館

（伊予市では扶桑会館）
地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンター。社会福祉法に位置付けられている。



人権

それは人間が人間らしく幸せに生きる権利です

ちょっとした思いやりが、
温かい社会をつくるのだね



私たちには
どんなことが
できるのかな。

◆人権課題とは？

- 1 女性（男女共同参画・DV等）
 - 2 子ども
 - 3 高齢者
 - 4 障がいのある人
 - 5 同和問題
 - 6 外国人
 - 7 エイズ患者・HIV感染者
 - 8 ハンセン病患者・回復者及びその家族
 - 9 犯罪被害者等
 - 10 性的指向・性自認（SOGI）
 - 11 インターネットによる人権侵害
 - 12 北朝鮮による拉致問題
 - 13 被災者
 - 14 その他の重要課題として
- (1) 刑を終えて出所した人
 - (2) アイヌの人々
 - (3) ホームレス・生活困窮者
 - (4) 人身取引
 - (5) ハラスメント等
 - (6) その他
- ア 個人情報流出など
イ プライバシーの保護に関する問題
ウ 患者の人権に関する問題
エ 旧優生保護法下の強制不妊手術に関する問題
オ ひきこもりに関する問題

（愛媛県人権施策推進基本方針より）

◆日本国憲法（抜粋）

第11条（基本的人権の享有）

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第14条（法の下での平等）

すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

人権はみんなに保障されていますが、無制限に権利を主張することが許されるものではありません。個人の人権の主張には、同時に他の人の人権を守る責任が伴います。

お互いの人権に配慮して生活することが、すべての人の人権が尊重される明るいまちづくりにつながります。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



誰一人取り残さない

◆「伊予市人権を尊重する社会づくり条例」が改正されたことをご存知ですか？

この条例は日本国憲法を基本理念として、部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）その他差別の解消を目的とした法律の趣旨を踏まえ、部落差別をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人等への差別など、あらゆる差別をなくすための市及び市民の果たすべき責務を明らかにし、市の施策の基本事項を定めることにより、人権が尊重される地域社会の実現に寄与することを目的として令和2年に改正されました。

◆市の責務

市は、すべての分野にわたり必要な施策を推進し、市民の人権意識の高揚を図るとともに、あらゆる差別に関する相談に的確に応じるよう努めるものとする。

◆市民の責務

市民は、この条例と相互の人権を尊重し、自らが自己啓発に努め、あらゆる差別に関する行為をしないように努めるとともに、市が実施する施策の推進に協力するものとする。